

労働・助成金情報 特急便

第 27 号 (2013 年 7 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

梅雨が明け、暑い夏の到来ですね。猛暑の続く毎日ですが、皆様、体調にはお気をつけください。今月は**高齢者雇用安定助成金**の『**高齢者活用促進コース**』についてご紹介します。どうぞご参考にさせていただきます。

<高齢者雇用安定助成金>

高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対し支給される助成金。

✚ 高齢者活用促進コース

【概要】

- ・高齢者が意欲を持っていきいきと働ける職場を拡大し、高齢者の雇用の安定を図ることを目的としたもので、高齢者を積極的に活用し、雇用環境整備の措置を実施する事業主に対して助成するものです。

【受給要件】

- ◆雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ◆環境整備計画書を機構理事長に提出し、計画認定を受けていること。
- ◆環境整備計画の実施期間内に次の①～④までのいずれかの高齢者活用促進の措置を実施した事業主であること。
 - (1) 新たな事業分野への進出等
 - ・高齢者が働きやすい事業分野への進出（新分野への進出）
 - ・既存の職務内容のうち高齢者の就労に向く作業の切り出し（職務の再設計）
 - (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
 - ・高齢者が就労可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等
 - (3) 高齢者の雇用管理制度の導入・見直し
 - ・賃金制度・能力評価制度の導入等
 - ・短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入等
 - ・専門職制度の導入等
 - ・研修システム、職業能力開発プログラムの開発等
 - (4) 定年の引き上げ等
 - ・定年の引き上げ
 - ・定年の定め廃止
 - ・希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
- ◆支給申請日前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ◆高齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。
- ◆環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢法第8条および第9条を遵守していること。

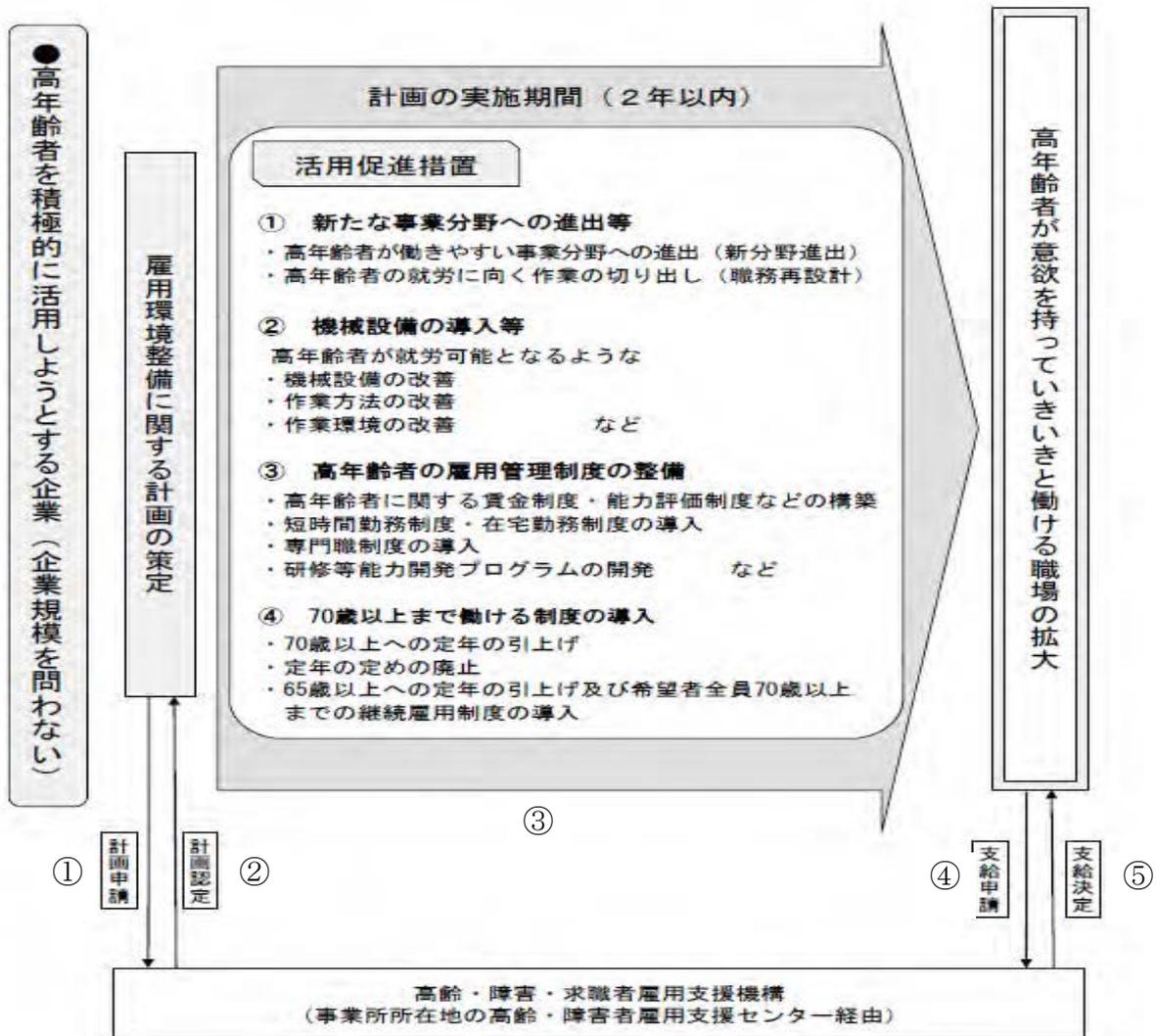
【支給対象経費および支給額】

- ◆支給対象経費
 - ・高齢者活用促進処置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了したものに限りします。

◆支給額

- ・上限500万円で、支給対象経費の1/2（中小企業は2/3）。
- ただし、当該高年齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円が上限です。

【手続きの流れ】



【手続きに関する注意事項】

- ・環境整備計画書の提出は、必要書類を添えて、環境整備計画の開始日から起算して6ヶ月前の日から2ヶ月前の日までに提出すること。
- ・環境整備計画書に記載した事項を変更する場合は、環境整備計画書（変更）に必要書類を添えて、当該変更に係る取組みを開始しようとする日から起算して1ヶ月前の日までに提出すること
- ・支給申請書の提出は、必要書類を添えて、環境整備計画の実施期間の終了日の翌日から起算して2ヶ月以内に提出すること。
- ・同一の事由により、他の助成金や補助金等との併給の制限があります。詳細はお問い合わせください。